

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人権現福祉会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人権現福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員は、無報酬とする。
- 3 理事及び監事には、定款第21条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 4 職員としての立場を有する理事に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、各年度10,000千円を超えない範囲とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、各年度1,000千円を超えない範囲とする。
- 3 理事及び監事に対する報酬は、別記「役員及び評議員の報酬等」に基づき支給する。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準（就業規則の旅費規程）に準じて出張費として支給することができる。
- 3 役員及び評議員が理事会及び評議員会等に出席した際の旅費は、別記「役員及び評議員の報酬等」に基づき支給する。なお、職員としての立場を有する理事に対しては、旅費は支給しない。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月24日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

別記 役員及び評議員の報酬等

(1) 理事会・評議員会等出席及び監事監査報酬等

	報酬			旅費
	午前	午後	全日	
役員	5,000円	5,000円	10,000円	2,000円
評議員	無	無	無	2,000円

(2) その他業務に係る報酬等(研修等)

	報酬			旅費
	午前	午後	全日	
役員	5,000円	5,000円	10,000円	職員旅費規程による。
評議員	無	無	無	